

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

深浦地区他5ヶ所樹木等管理業務委託（一般委託）仕様書

深浦地区他5ヶ所樹木等管理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	深浦地区他5ヶ所にある樹木等の管理を行う。
2	履行期間	契約の日から令和元年11月29日まで
3	施行場所	横須賀市浦郷町5丁目2931番地先 他
4	業務内容	別紙「業務委託仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「業務委託仕様書」のとおり
6	関係法規	業務の遂行にあたって、関係法令を遵守するものとする。
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	第1回（9月まで）の作業が終了した時点で、検査を行い履行した分の金額を支払う。 残額は、全ての業務が完了した後に2回目の検査を行い支払う。 なお、精算は受託者の請求により精算するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	港湾部港湾総務課 担当 前田 祐一 TEL:046-822-8345

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

深浦地区他5ヶ所樹木等管理業務委託仕様書

1) 業務名

深浦地区他5ヶ所樹木等管理業務委託

2) 施工場所

(1) 深浦地区

① 深浦地区護岸敷地 横須賀市浦郷町5丁目2931番地先

(2) 長浦地区

① 長浦地区管理用地(40㎡) 横須賀市船越町1丁目59-16番先

② 長浦地区管理用地(460㎡) 横須賀市船越町1丁目284

(3) 新港・平成地区

① 平成臨海緑地線 横須賀市平成町3丁目3-1

② 平成臨港道路5号線 横須賀市平成町3丁目12-7

③ 平成臨港道路4号線 横須賀市平成町3丁目12-1

④ 平成荷さばき地 横須賀市平成町3丁目12-1

⑤ 新港第2突堤1号線 横須賀市平成町3丁目25-5

⑥ 平成臨港道路6号線 横須賀市平成町3丁目3-4

(4) 観音崎地区

① 観音崎地区管理用地 横須賀市鴨居4丁目1331-7番先

(5) 浦賀地区

① 愛宕山公園導灯付近 横須賀市西浦賀1丁目19-1-A

(6) 久里浜地区

① ペリー公園前 横須賀市久里浜7丁目36-2

② 久里浜地区10護岸 横須賀市久里浜8丁目2260-22

③ 久里浜臨港道路3号線 横須賀市久里浜8丁目2567-17

3) 契約期間

契約の日から令和元年11月29日まで

4) 作業内容

(1) 深浦地区

① 深浦地区護岸敷地 120㎡

敷地内の除草(処分を含む) 機械除草 2回

(2) 長浦地区

① 長浦地区管理用地 40㎡

敷地内の除草（処分を含む）機械除草 2回

*カヤの根も取り除くこと

② 長浦地区管理用地 460㎡

敷地内の除草（処分を含む）機械除草 2回

*カヤの根も取り除くこと

(3) 新港・平成地区

臨港道路等の植栽帯の生垣を樹高 0.6m内外に剪定1回、植込地の草取2回（処分を含む）

① 平成臨海緑地線

植樹帯（低木）の剪定（処分を含む）機械刈り 1回 274㎡

植込地の除草（処分を含む）人力除草 2回 340㎡

常緑樹の剪定（処分を含む）1回 幹周29cm以下 1本

常緑樹の剪定（処分を含む）1回 幹周60から89cm 33本

・植樹帯の中のつるや枯枝等を取ること。

・樹木の種類に応じて時期を選び剪定すること。

② 平成臨港道路5号線

植樹帯（低木）の剪定（処分を含む）機械刈り 1回 313㎡

植込地の除草（処分を含む）人力除草 2回 200㎡

落葉樹の剪定（処分を含む）1回 幹周60から89cm 9本

③ 平成臨港道路4号線

植樹帯（低木）の剪定（処分を含む）機械刈り 1回 260㎡

植込地の除草（処分を含む）人力除草 2回 130㎡

落葉樹の剪定（処分を含む）1回 幹周60から89cm 20本

④ 平成荷さばき地

植樹帯（低木）の剪定（処分を含む）機械刈り 1回 130㎡

植込地の除草（処分を含む）人力除草 2回 100㎡

⑤ 新港第2突堤1号線

植樹帯（低木）の剪定（処分を含む）機械刈り 2回 242㎡

* 樹高80cmまで刈り込むこと

* 植樹帯の中のつるや枯枝等を取ること

植込地の除草（処分を含む）人力除草 2回 120㎡

⑥平成臨港道路6号線

植樹帯（低木）の剪定（処分を含む）機械刈り 1回 92㎡

植込地の除草（処分を含む）人力除草 2回 50㎡

落葉樹の剪定（処分を含む）1回 幹周60から89cm 9本

(4) 観音崎地区

①観音崎地区管理用地 160㎡

敷地内の除草（処分を含む）機械除草 3回

(5) 浦賀地区

①愛宕山公園導灯付近 1000㎡

航路標識周辺の除草（処分を含む）機械除草 2回

(6) 久里浜地区

①ペリー公園前 300㎡

植込地の除草（処分を含む）人力除草 2回

②久里浜地区10護岸 500㎡

10護岸等の除草（処分を含む）人力除草 2回

③久里浜臨港道路3号線

植樹帯（低木）の剪定（処分を含む）機械刈り 1回 70㎡

植込地の除草（処分を含む）人力除草 2回 50㎡

(7) 全地区共通

①業務完了届には施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。

②6地区の清掃作業報告書を提出すること。

5) 支払いについて

第1回（9月まで）の作業が終了した時点で、検査を行い履行した分の金額を支払う。

残額は、全ての業務が完了した後に2回目の検査を行い支払う。

なお、精算は受託者の請求により精算するものとする。

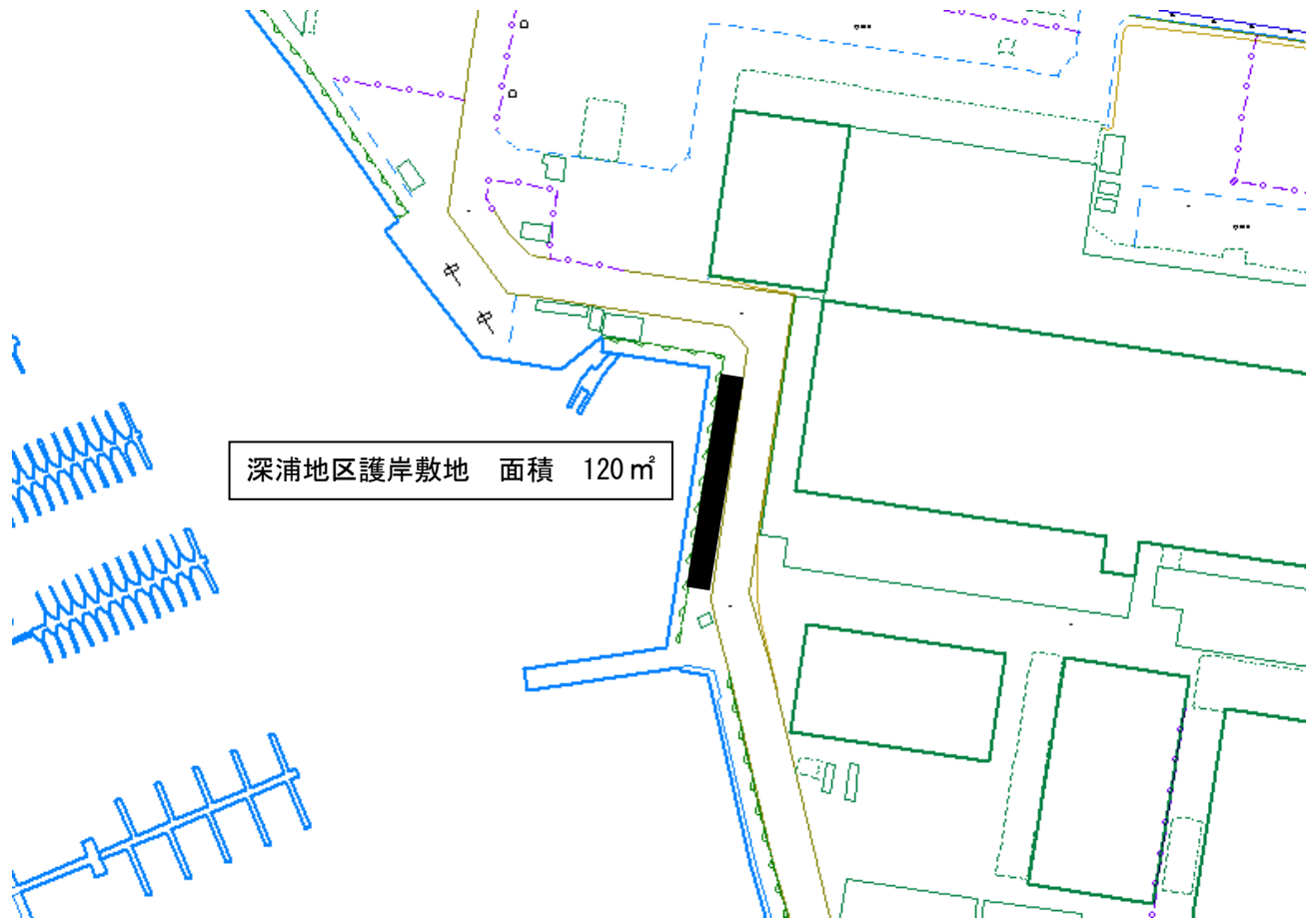
6) その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

内 訳 書

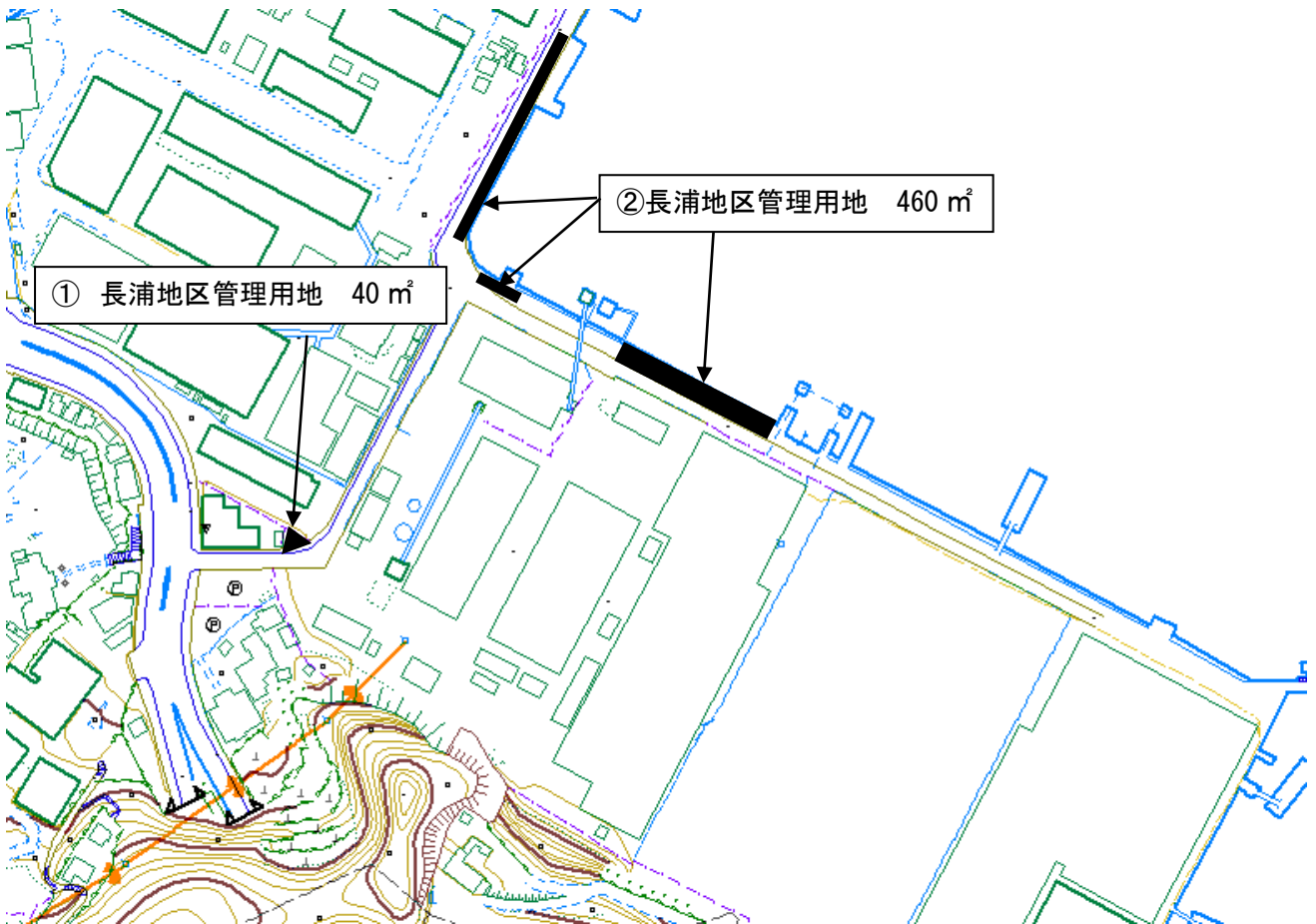
名称	単位	数量		単価	金額(税抜)		摘要
		第1回 (9月迄)	第2回 (10月以後)		第1回 (9月迄)	第2回 (10月以後)	
1 深浦地区							
①深浦地区護岸敷地 機械除草	m ²	120	120				120m ² × 2
2 長浦地区							
①長浦地区管理用地 機械除草	m ²	500	500				500m ² × 2
3 新港・平成地区							
①平成臨海緑地線							
低木剪定	m ²	274					
人力除草	m ²	340	340				340m ² × 2
常緑樹剪定 幹周29cm以下	本		1				
常緑樹剪定 幹周60から89cm	本		33				
②平成臨港道路5号線							
低木剪定	m ²	313					
人力除草	m ²	200	200				200m ² × 2
落葉樹剪定 幹周60から89cm	本		9				
③平成臨港道路4号線							
低木剪定	m ²	260					
人力除草	m ²	130	130				130m ² × 2
落葉樹剪定 幹周60から89cm	本		20				
④平成荷さばき地							
低木剪定	m ²	130					
人力除草	m ²	100	100				100m ² × 2
⑤新港第2突堤1号線							
低木剪定	m ²	484					242m ² × 2
人力除草	m ²	240					120m ² × 2
⑥平成臨港道路6号線							
低木剪定	m ²	92					
人力除草	m ²	50	50				50m ² × 2
落葉樹剪定 幹周60から89cm	本		9				
4 観音崎地区							
①観音崎地区管理用地 機械除草	m ²	320	160				160m ² × 3
5 浦賀地区							
①愛宕山公園導灯付近 機械除草	m ²	2000					1000m ² × 2
6 久里浜地区							
①ペリー公園前							
人力除草	m ²	300	300				300m ² × 2
②久里浜10護岸							
人力除草	m ²	500	500				500m ² × 2
③久里浜臨港道路3号線							
低木剪定	m ²	70					
人力除草	m ²	50	50				50m ² × 2
計							
消 費 税							9月迄8% 10月以後10%
合 計							
総 計							

深浦地区

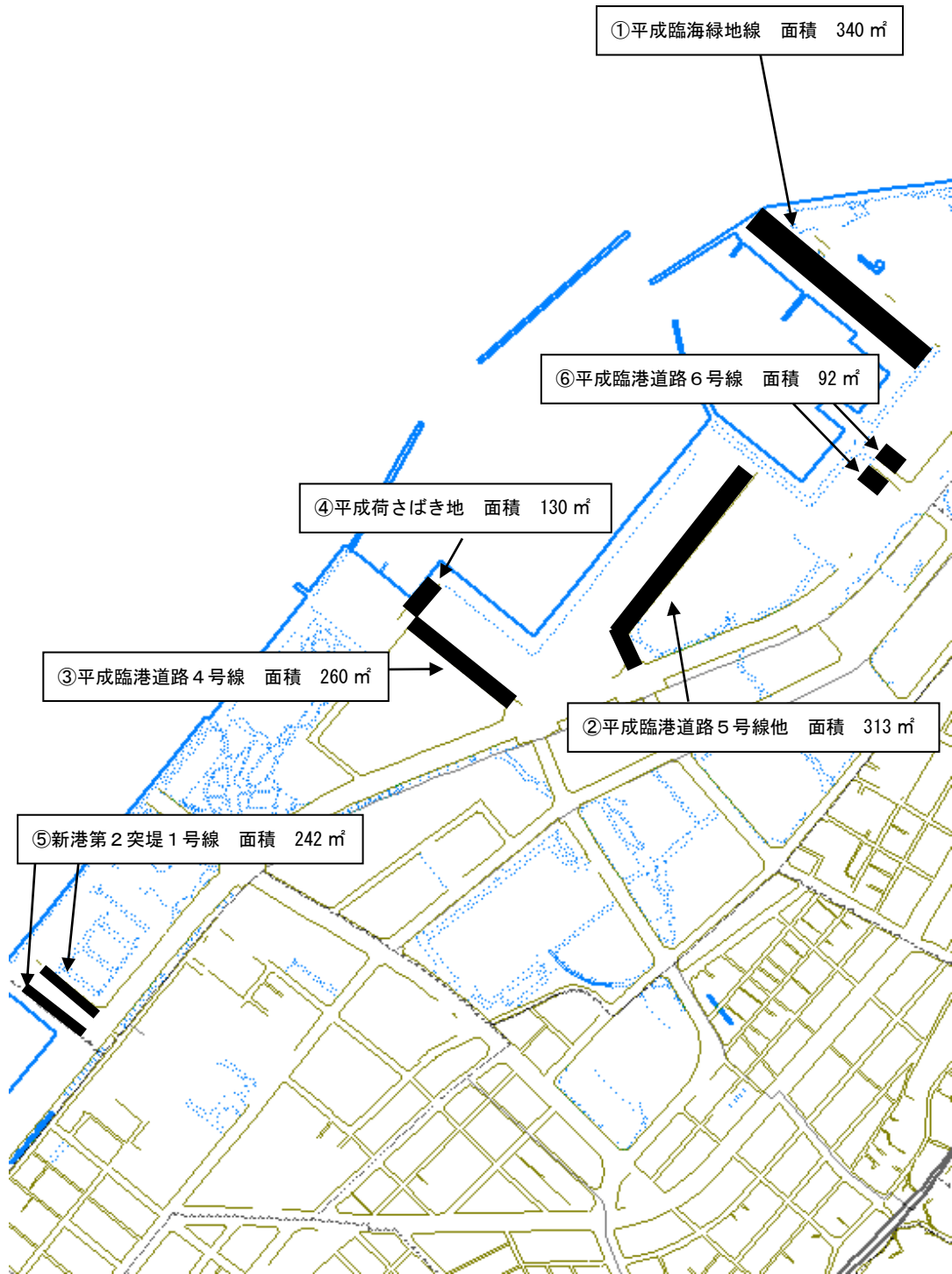


深浦地区護岸敷地 面積 120㎡

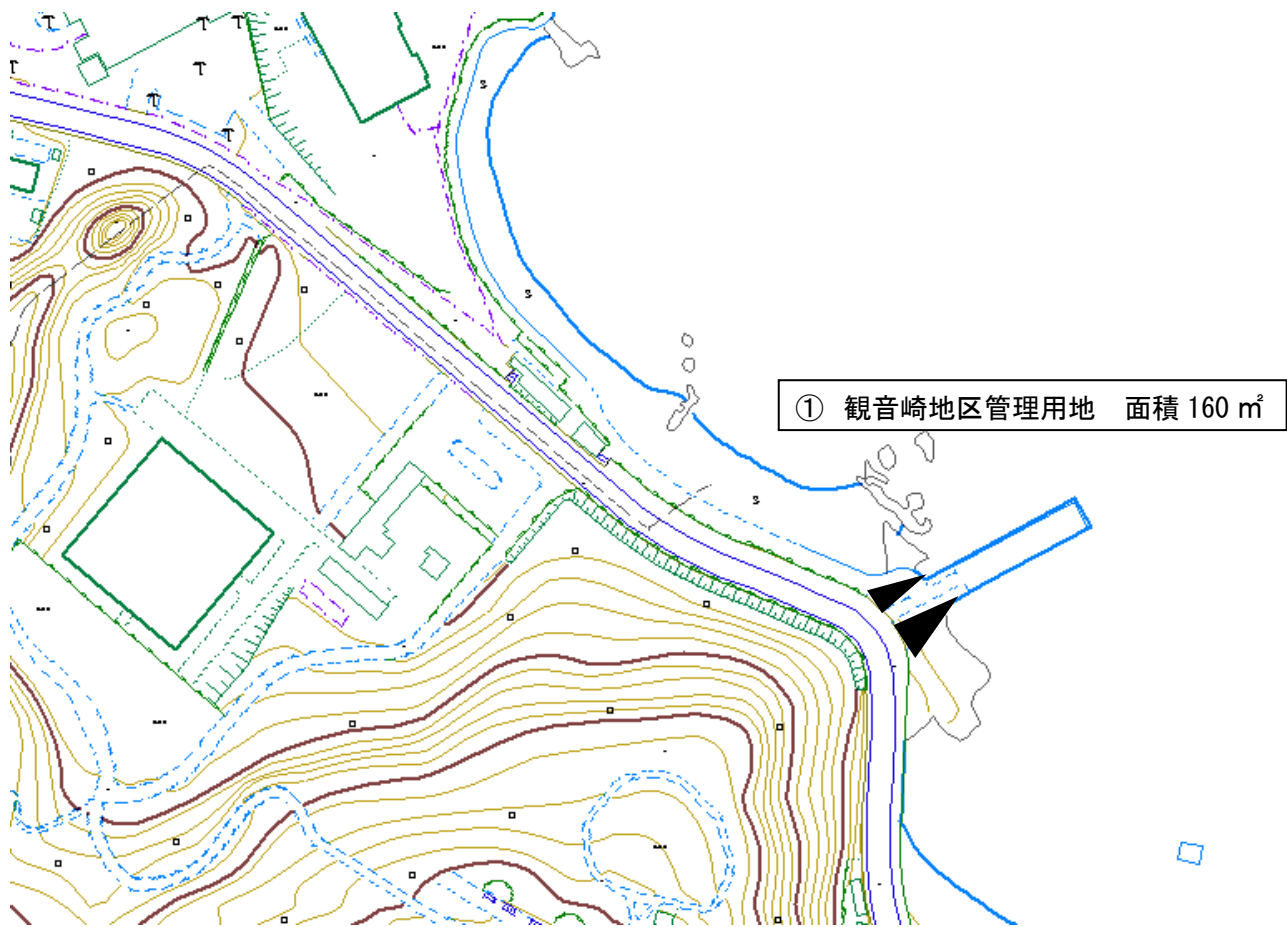
長浦地区

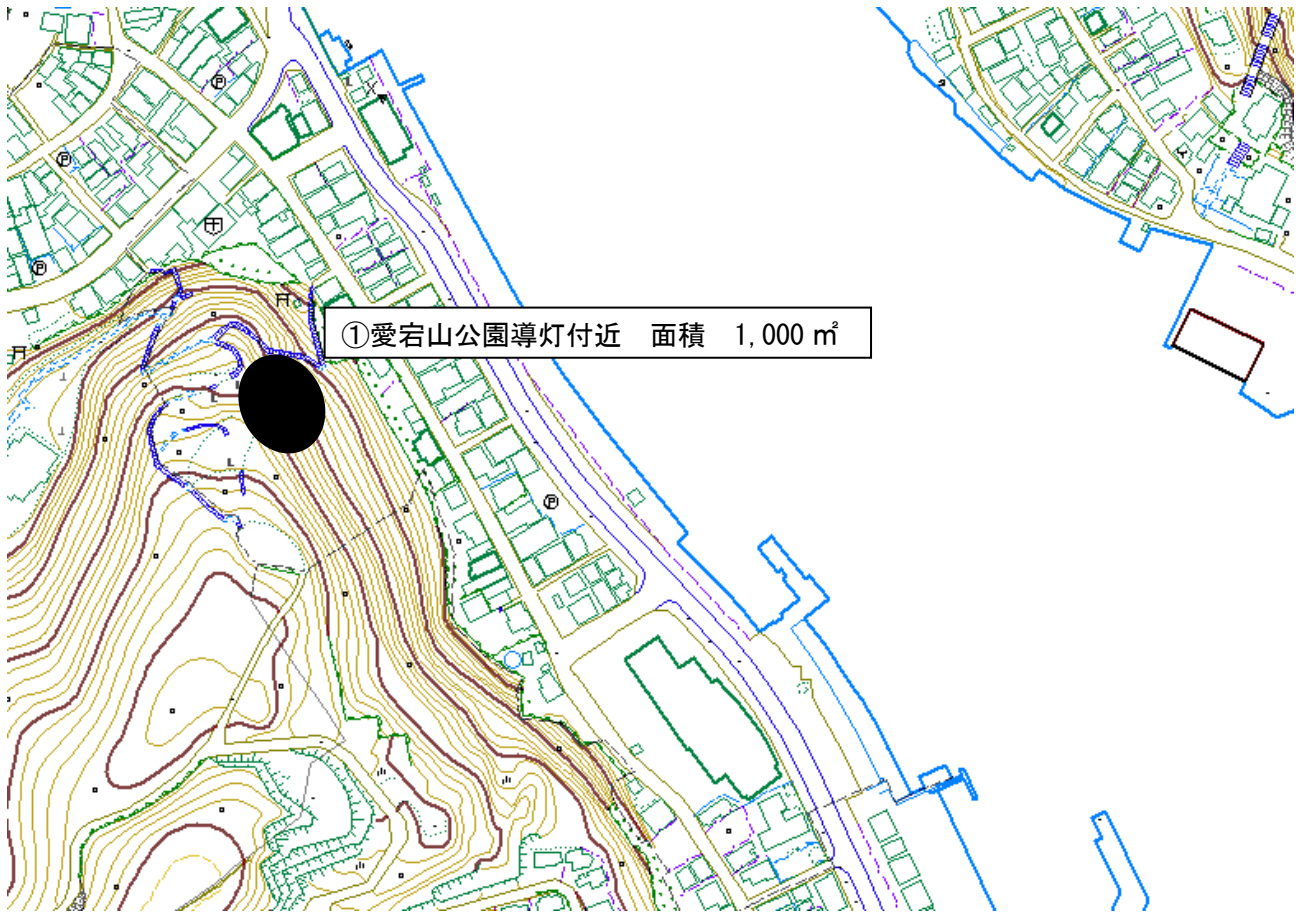


平成地区



観音崎地区





久里浜地区

